

町からのお知らせ

申告受付相談会を行います

- 日程 下の表のとおり
- 受付時間 午前：9時～11時
午後：1時～4時
※会場に来られたら、受付簿に記入してお待ちください（受付簿記入後、車での待機も可能です）。
- 会場 本庁1階ロビー
総合支所第1・2会議室

○玉名税務署でも確定申告会場を開設します

- ・申告会場 玉名税務署 1階（玉名合同庁舎）
Tel0968-72-2125（自動音声案内「0」）
- ・開設期間 2月16日（火）～3月15日（火）
午前9時～午後4時 ※土日祝を除く

※申告期限が間近になりますと、会場は大変混雑し、時間がかかる場合もありますので、早めの申告にご協力ください。

		本庁　１階ロビー	総合支所　第１・２会議室
2月	16日 ㊦ ～ 28日 ㊤	確定申告（一般） ※ 2月28日㊤は午後６時まで受付	確定申告（一般） ※ 2月28日㊤は午後６時まで受付
3月	1日 ㊦	中央校区	緑校区
	2日 ㊦		
	3日 ㊦		
	4日 ㊤	南・西校区	
	7日 ㊤		
	8日 ㊦		
	9日 ㊦	東校区	春富校区
	10日 ㊦		
	11日 ㊤	神尾校区	神尾校区
	13日 ㊤	予備日	予備日
14日 ㊤	神尾校区 ※ 3月14日㊤は午後６時まで受付	神尾校区 ※ 3月14日㊤は午後６時まで受付	

※申告会場の混雑防止のため、校区で割り振りを行っていますが、期間中はいつでも申告できます。
※申告期間は3月15日㊦までですが、書類整理のため会場での受付は3月14日㊤までとなります。
※申告の内容によっては、玉名税務署での申告をお願いすることがあります。

●新型コロナウイルス感染拡大防止について
咳・発熱等の症状がある人や体調のすぐれない人は、来場をご遠慮ください。
職員は手洗い・うがいやマスクの着用など、感染予防策を講じています。来場者の皆様も同様に、感染予防をお願いします。

●所得税の確定申告をする人へのお知らせ
確定申告のご相談は、電話による相談、又は国税庁HPの税務相談チャットボット「ふたば」をご利用ください。
申告書の作成・提出は、是非、ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用したe-Taxをご活用ください。

●閉庁日も確定申告相談を受け付けます

- ・実施日 2月20日（土）、2月27日（土）
午前9時～午後4時
- ・実施場所 熊本西及び熊本東税務署

町からのお知らせ

町県民税（国民健康保険税など）

令和4年度
（令和3年分）

申告のご案内

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723

町県民税申告は、前年中の所得金額や所得控除額などにに基づき、町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを算出する基礎となります。また、年金の手続きや保育所の入所、児童手当・扶養などの申請、福祉などの手続きに必要なとされる各種証明（所得証明など）にも利用されます。準備はお早めに、忘れずに申告してください。

町県民税申告が必要でない人

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出する人
- 給与所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている場合、または公的年金所得者で公的年金以外に収入がなく、年金保険者から役場へ公的年金支払報告書が提出されている場合で、これらの報告書に記載してある控除以外の控除（医療費控除など）を追加しない人

町県民税申告が必要である人

令和4年1月1日時点で和水町に住んでいた人で、下記の①から⑧までのいずれかにあてはまる人

申告に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証や健康保険の被保険者証など）
 - 本人の金融機関口座番号がわかるもの
 - 事業・不動産収入がある場合は、あらかじめ収入と経費の集計を済ませた収支内訳書、帳簿や通帳、経費の領収書など
 - 給与・公的年金収入がある場合は、給与・公的年金所得の源泉徴収票（原本）
 - 株式・資産などを譲渡した場合は、年間取引報告書、売買契約書、通帳など
 - 医療費控除を受ける場合は、医療費などの領収書または証明書、医療費の明細書、保険金などの補てん額が分かるもの
 - 社会保険料控除を受ける場合は、社会保険や国民年金などの保険料支払証明書・控除証明書、領収書など
 - 生命保険料控除か地震保険料控除を受ける場合は、保険会社から発行される生命保険か地震保険の控除証明書
 - 寄附金控除を受ける場合は、寄附先から発行される寄附金控除証明書など
 - 住宅借入金等特別税額控除を受ける場合は、売買契約書の写しのほか多数の書類が必要です。一度ご相談ください。
- ◎玉名税務署から交付された『利用者識別番号』をお持ちの人は、番号が分かるもの（通知など）をお持ちください。

- ①営業・農業などの事業や不動産の収入があった人
- ②配当・譲渡（株式や資産の売買）の収入があった人
- ③令和3年の途中で退職した後就職しなかった人
- ④医療費控除などの所得控除を受けようとする人
※医療費控除は、令和3年中の所得金額が200万円未満の人はその5%を超えた額、所得金額が200万円以上の人は10万円を超えた額の医療費を支払った人が受けられます
- ⑤年末調整を受けた給与所得者で、年末調整を受けた給与以外の収入があった人
- ⑥公的年金受給者で、その年金以外の収入があった人
- ⑦住宅を借入金（ローン）で新築または増改築した人
- ⑧収入（所得）の額の多少にかかわらず、次の行政サービスの利用や給付などの対象になる人
 - ・国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減を受ける人
 - ・国民年金保険料の免除、保育所の入所、児童手当、児童扶養手当などの手続きをする人

【注意】
（1）年末調整を受けた給与所得者で、その給与以外の所得が20万円以下である場合、または公的年金収入金額が400万円以下で、その年金以外の所得が20万円以下である場合などでは、所得税の確定申告をする義務はありません。しかし、町県民税では「町県民税申告が必要でない人」以外の人で申告不要となる制度はないため、収入（所得）の額の多少にかかわらず、町県民税申告をする必要があります。
（2）（1）の場合でも所得税の還付を受けるとき、または給与もしくは公的年金の源泉徴収票に記載してある控除以外の控除（医療費控除など）を追加したいときは、すべての収入（所得）を申告する必要があります。